

独立行政法人国際農林水産業研究センター無駄削減プロジェクトチーム設置規程

20国研セ第3-121号
平成21年3月31日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国際農林水産業研究センターにおける支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進するため、独立行政法人国際農林水産業研究センターに「独立行政法人国際農林水産業研究センター無駄削減プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

(役割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- (1) 支出の無駄を削減するための取組
- (2) 予算の執行状況をより一層予算実施計画に反映させるための取組
- (3) 役職員の意識改革を促進するための取組
- (4) その他支出の無駄の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 理事

副チーム長 企画調整部長、総務部長

委員 企画評価室長、研究支援室長、広報室長、庶務課長、財務課長

2 チーム長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームに外部有識者の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームは、必要の都度、チーム長が招集する。

2 会議終了後、ホームページ等により会議の概要を公開する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、研究支援室の協力を得ながら、財務課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。